＝　認証マーク概要　＝

CE マーキング（CE marking）

EU 指令に適合していることを証明するためのマークです。
低電圧指令に関しては、UL International Demko が CE マーキング制度における各国政府当局に登録された通知機関である NB（Notified Body）として、一部のカテゴリーの製品に対し、EU 指令に適合した証明である CoC（Certificate of Compliance：適合性証明書）の発行を行うことができます。この CoC は、当該製品が EU 指令に適合していることを証明する適合性証明書として、TCF とともにご使用いただくことができます（TCF は、製造者による適合宣言書、製品に関する情報、取扱説明書、試験レポートなどがまとめられたファイルです。）。
R&TTE 指令に関しては、UL Japan が NB として適合性証明書の発行が可能です。
低電圧指令は、交流 50～1000V、直流 75～1500V で駆動される機器を対象としています。

（１）国・地域 （Country, Region）：	EU/EFTA 加盟国（EU・EFTA）
（２）法規制 （Regulation）：	EU Directive（EU 指令）[Low Voltage Directive（低電圧指令）、EMC Directive（EMC 指令）、R&TTE 指令、エコデザイン指令（ErPD：Energy-related Product Directive）］
（３）制度略称とマーク：	CE marking
（４）認証機関 （Notified Body）：	UL Demko, UL Japan etc.
（５）有効期限 （ Validity）：	無期限
（６）工場検査 （Factory Inspection）：	なし
（７）スキーム種別 （Type of scheme）：	自己宣言（Self-Declaration）
（８）試験要求 （Requirements）：	製品安全（Product Safety）/EMC/無線・通信機器 /エネルギー効率（Energy Efficiency）
（９）制度の強制性・任意性 （Mandatory or Voluntary）：	強制（Mandatory）
（１０）対象品目 （Product scope）：	安全：定格電圧 AC50-1000V、DC75-1500V の電気電子製品 EMC：内部ｸﾛｯｸ 9KHz 以上の能動回路がある電気電子製品

★詳細なお問い合わせは、ConsumerTechnology.JP@ul.com　までお願い申し上げます。

Ver.20150721